

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竹生会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事長が委嘱した理事、監事、評議員、顧問、参事、苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員会委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事長、理事、顧問及び参事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事長及び理事、顧問及び参事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

3 理事に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、役員等報酬規程の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

2 監事に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、役員等報酬規程の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬)

第5条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会の勤務報酬)

第6条 評議員選任・解任委員会委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。ま

た、同日にあわせて評議員選任・解任委員会に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員会委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、評議員選任・解任委員会に係る業務を行った場合は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

（兼務役員）

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第8条 役員等は、法人職務証跡資料の作成に協力するものとする。

（改正）

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成25年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年3月1日より適用する。

この規程は、令和元年7月1日より適用する。

役員等報酬 別表1（日額）

| 名 称 | 報 酬 (源泉所得税等控除後の手取り額) |
|---------------|-------------------------|
| 理事会出席報酬 | 10,000円 |
| 評議員会出席報酬 | 10,000円 |
| 苦情対応第三者委員 | 10,000円 |
| 評議員選任・解任委員会委員 | 10,000円 |